

最良執行方針 新旧対照表 (2025年12月13日改定)

(下線部分変更箇所)

※ この度の「最良執行方針」は一般のリテール取引を行っているお客様向けの方針の改定となります。弊社のグローバル・マーケット部門とお取引のお客様（ホールセールの法人顧客等）の「最良執行方針」とは異なります。

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>2025年12月13日改定 株式会社 SBI 証券</p>	<p>2024年4月22日改定 株式会社 SBI 証券</p>
(略)	(略)
<p>1. 対象となる有価証券 (略)</p>	<p>1. 対象となる有価証券 (略)</p>
<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1. (2) を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。 ・PTS【Proprietary Trading System】： (略) ※PTS 一般信用取引：PTS 一般信用取引の新規注文については、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」により、大阪デジタルエクスチェンジ社が運営する PTS には取次ぎができません。そのため、SOR で発注された一般信用取引の新規注文は、<u>金融商品取引所市場及びジャパンネクスト社が運営する PTS に取次ぎいたします。</u> (略)</p>	<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1. (2) を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。 ・PTS【Proprietary Trading System】： (略) ※PTS 一般信用取引：PTS 一般信用取引の新規注文については、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」により、<u>ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社が運営する PTS に取次ぎができません。</u>そのため、SOR で発注された一般信用取引の新規注文は、<u>金融商品取引所市場に取り次ぎいたします。</u> (略)</p>
<p>3. 当該方法を選択する理由 (略)</p>	<p>3. 当該方法を選択する理由 (略)</p>
<p>4. その他 (略)</p>	<p>4. その他 (略)</p>
付則	付則
<p>1. この改定は、<u>2025年12月13日</u>から施行する。 2. 前項にかかわらず、この改定は、当社における改定内容に基づくシステム稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、<u>2025年12月13日</u>から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行するものとします。</p>	<p>1. この改定は、<u>2024年4月22日</u>から施行する。 2. 前項にかかわらず、この改定は、当社における改定内容に基づくシステム稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、<u>2024年4月22日</u>から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行するものとします。</p>

以上